

新有権者（18歳）の投票立会人を募集します

三次市選挙管理委員会では、若い世代の皆さんに積極的に選挙事務に参加していただくことで、政治や選挙に関心を持っていただくため、新有権者を対象に、三次市で行われる選挙の投票立会人を募集します。募集は随時、受付していますので、興味・関心のある方は、お気軽にご連絡ください。

★投票立会人とは

選挙の当日、投票時間内に投票所で選挙が公正に行われるよう、投票事務全般を監視することが主な役目です。投票立会人は各投票所に二人ずつおり、この内の一人になっていただきます。

★報酬額

1日につき11,700円（ただし、源泉徴収税額を差し引いた額になります）

★立会日

投票日当日。※当日都合が悪い等の場合は期日前投票期間中

★立会する投票所と時間

① 立会する投票所

市内の投票所 ※当日都合が悪い等の場合は期日前投票所

② 立会する時間

ア 当日の投票所：7時～19時（一部の投票所は18時まで）

イ 期日前投票所：8時30分～20時（一部の投票所を除きます）

★応募後の流れ

① 投票立会人候補者として、投票立会人名簿に登録します。

② 選挙が近づいたら都合をうかがいます。高校生の方は、学校の許可が必要です。選挙管理委員会から投票立会人の依頼があったことを学校に届け出て、許可を得てください。

③ 投票立会人になっていただきます。

★名簿登録期間

申込書を受け付けた日から令和10年4月30日まで

★応募方法

所定の応募用紙に記入の上、選挙管理委員会へ提出してください。

★「投票立会人」感想（一部抜粋）

1. 投票立会人をしてみて、選挙の大事さがわかった。
2. 長時間座っているのは疲れたが、得ることができた学びもあったので、良い経験になった。与えられた権利を無駄にせず、今後も積極的に投票に行こうと思う。
3. 投票とは違う形で政治に参加しているという貴重な体験だった。
4. 投票立会人を体験したのは2回目、今回は投票箱を開票所まで届ける立会
※（注）も経験した。（開票は）投票時間終了からの作業になるので夜も遅くなり、私たちが届けた投票箱をひとつひとつ開票する作業は想像もつかないほど大変だと思った。

※（注）各投票所二人の投票立会人の内どちらか一人に、開票所までの立会をお願いします。

★その他

登録者には、選挙が行われるごとに、選挙当日の都合等について確認します。ただし、希望者が多数の場合等、全ての方に従事していただけない場合がありますのでご了承ください。



明るい選挙キャラクター
選挙のめいすいくん

【お問い合わせ・応募先】

〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号
三次市選挙管理委員会事務局

電話 (0824) 62-6195

ファックス (0824) 62-6289

メール senkyo@city.miyoshi.hiroshima.jp